

就学援助（入学準備費）の入学前支給のお知らせ

1 就学援助とは

小中学生のお子さんがあるご家庭のうち、収入要件を満たす世帯に、学用品費や学校給食費、修学旅行費など就学に必要な費用の一部を援助する制度です。

甲府市では、令和 7 年 4 月に小学校に入学するお子様の保護者で、就学援助の要件に該当すると認定された方に対し、入学準備費を入学前に支給します（収入の審査があります）。

2 入学準備費の支給を受けられることができる方（次の(1)～(3)のすべてに該当する方）

- (1) 認定基準額を満たす方（収入のめやす※1）
- (2) お子様が令和 7 年 4 月に小学校に入学予定の方
- (3) 甲府市に居住している方（令和 7 年 3 月末日以前に甲府市外に転出する方を除く）

※ 令和 7 年 3 月末日以前に甲府市外に転出する可能性がある場合は、入学前の申請をご遠慮ください（入学後に申請することができます）。

(※1) 収入のめやす	家族構成	大人 1 人 小学生 1 人	大人 1 人 中学生 1 人 小学生 1 人	大人 2 人 中学生 1 人 小学生 1 人
	年間収入めやす (同居する全員の合計)	約 240 万円	約 320 万円	約 370 万円
- 世帯分離していても、同じ住所に住んでいる場合は、その方の収入も含めます - 単身赴任中または別居中であっても生計を一にする場合は、その方の収入も含めます - 収入のめやすに該当した場合でも、家族構成等の状況によっては、認定とならない場合があります - 児童生徒が措置費を支給されている施設に入所している場合や里親制度を受けている場合などは対象となりません <u>非課税手当（児童手当、児童扶養手当、失業手当）及び非課税年金（遺族年金、障害年金）は、収入に含めません</u>				

3 申し込み方法

●提出書類…就学援助申請書に必要事項をご記入いただき、通帳の写しを添付の上、申請してください。
（記入例・注意事項については、甲府市 HP をご参照ください。）

※ 令和 6 年 1 月 1 日に甲府市に住民票がない方については、申請書の他に、源泉徴収票等の添付書類の提出が必要です。添付書類についての詳細は、別添の「就学援助申請書」裏面をご覧ください。（別世帯を含む同居する方及び同居をしていないが生計を一にする方全員分の記載・添付が必要です。）

※

●提出先…甲府市教育委員会学事課（甲府市役所 9 階）に持参または郵送

●受付期間…令和 7 年 1 月 6 日（月）～ 31 日（金）必着

※ 期限を過ぎてしまった場合は、4 月以降に学校から配布される就学援助の申請書で申請できます。（ただし、令和 6 年分の収入で審査。4 月から認定された場合は入学後に入学準備費を支給）

※ 生活保護受給中の方は、こちらの申請手続きは必要ありません。

4 援助の内容

支給額（小学校入学予定のお子様お一人につき）…57,060 円

※ 支給の可否の通知を 3 月上旬頃に送付し、3 月中旬頃に保護者様の口座に振り込みます。

◎ 入学前に就学援助（入学準備費）の認定を受けたお子様の分は、継続して令和 7 年度の就学援助が受けられますので、入学後に就学援助の申請手続き（4 月頃）を行う必要はありません。なお、学用品費等のその他の援助費は、7 月以降の支給となります。

問い合わせ・提出先

〒400-8585 甲府市丸の内 1-18-1

甲府市教育委員会 学事課 電話 055-223-7322